

議案第 3 号

沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

以下の理由により、沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和6年10月17日提出

沖縄県教育委員会教育長 半嶺 満

理 由

大規模災害で被災した生徒の就学機会の確保等のため、沖縄県内の高等学校へ転入する被災生徒の沖縄県立離島児童生徒支援センターの空き室への入寮を認め、使用料の免除の規定を定める。

これが、この議案を提出する理由である。

【参考・根拠規定】

沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例（平成27年沖縄県条例第51号）

沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年 月 日

沖縄県教育委員会

教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成27年沖縄県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項に次の1号を加える。

- (6) 大規模災害（甚大な被害をもたらした災害で、教育長が別に定める災害をいう。）に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村の区域に住所を有していた者で沖縄県内の高等学校への入学（転学及び編入学を含む。）を許可されたものが使用するとき。 免除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

1 件名

沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

令和6年1月に発生した能登半島地震を受け、沖縄県教育委員会では大規模災害で被災した生徒の就学機会の確保と、教育にかかる経済的負担軽減に資するため、沖縄県内の高等学校へ転入する被災生徒の沖縄県立離島児童生徒支援センターの空き室への入寮を認め、使用料の免除支援を行うこととした。

沖縄県教育委員会ではこれまで、災害等に係る使用料の免除規定が設けられておらず、今回の能登半島地震を契機に、今後同様の災害が起こった場合に迅速に支援を行うため、沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成27年沖縄県教育委員会規則第15号）を改正し、大規模災害の被災者を免除の要件に加える必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 大規模災害の被災者で沖縄県内の高等学校への入学を許可され、沖縄県立離島児童生徒支援センターを利用するもの使用料を免除する規定を定める。（第18条関係）
- (2) この規則は、公布の日から施行する。（附則）

4 根拠法令等

沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例（平成27年沖縄県条例第51号）第10条

5 関係各課との調整状況

財政課と予算の取扱いについて調整済み

6 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文
- (3) その他参考となる資料

沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成27年沖縄県教育委員会規則第15号） 新旧対照表	
改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条～第17条 (略)</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>大規模災害（甚大な被害をもたらした災害で、教育長が別に定める災害をいう。）に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村の区域に住所を有していた者で沖縄県内の高等学校への入学（転学及び編入学を含む。）を許可されたものが使用するとき。 免除</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例（平成27年沖縄県条例第51号。以下「条例」という。）の規定に基づき、沖縄県立離島児童生徒支援センター（以下「センター」という。）の管理に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第17条 (略)</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第18条 条例第10条に規定する特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に掲げるとおり減額し、又は免除するものとする。</p> <p>(1) 災害等により施設を使用できなかつたとき。 免除</p> <p>(2) 経済的事情その他の理由により減額の必要があるとき。 5割</p> <p>(3) 離島（沖縄振興特別措置法施行令（平成14年政令第102号）第1条の規定により定められた島をいう。以下同じ。）の児童生徒及びその引率者が教育課程に基づく教育活動として使用するとき。 免除</p> <p>(4) 離島の伝統文化及び生活文化を児童生徒に発信し、又は継承する活動として使用するとき。 免除</p> <p>(5) 国、沖縄県又は沖縄県内の市町村が主催又は共催する研修等であつて、離島の振興に資することを目的として使用するとき。 免除</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2 条例第10条の規定によりセンターの施設の使用料の減額又は免除を受けようとする</p>

る者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、あらかじめ当該各号に定める書類を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 舎室 沖縄県立離島児童生徒支援センター舎室使用料減免申請書（第10号様式）
- (2) 交流室 沖縄県立離島児童生徒支援センター交流室使用料減免申請書（第11号様式）
- 3 教育委員会は、使用料の減額又は免除を承認したときは、沖縄県立離島児童生徒支援センター使用料減免承認書（第12号様式）を使用者に交付するものとする。

第19条（略）

第19条（略）

参照条文

○沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例（平成二十七年十月二十七日条例第五十一号）

（使用料の減免）

第十条 知事は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。